

別冊

誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン
～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～
(議案版 案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって -----	1
第2章 「男女共同参画立県とくしま」のめざすべき姿 -----	2
計画の体系 -----	5
第3章 基本方針、主要課題とその推進方策 -----	6
基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり -----	6
主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】 --	6
主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備【推進計画】 ---	8
主要課題3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】 -----	10
主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 -----	11
基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり -----	13
主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 -----	13
主要課題6 生涯にわたる健康づくりへの支援 -----	15
主要課題7 生活上の困難を抱える女性等への支援 -----	16
主要課題8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ---	17
基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり -----	18
主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進 -----	18
主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 -----	19
主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進 -----	20
主要課題12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進 -----	21

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Iのうち主要課題1、2及び3に係る部分については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。) 第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めるものとします。

また、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

(男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市3町 ※平成31年4月現在)

(3) 県民、事業者、NPO(民間非営利団体)、国などに対しては、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

2 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間とします。

3 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、9つの「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら12の柱を確実に推進するため、13番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

4 進行管理

この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

第2章 「男女共同参画立県とくしま」のめざすべき姿

1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」

2 めざすべき将来像

【新たな総合計画「長期ビジョン編」より抜粋】

未知なる社会へ挑戦「かがやく とくしま」
一人ひとりが夢や希望を持ち、
その実現に向かって、誰もが輝くことのできる徳島

誰もがいきいきと暮らし、学び、働き、活躍することのできる“ダイバーシティ*1 徳島”が創り出されている

- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が安心して暮らし、自立しながら支え合い、個性や能力を発揮して自己表現できる「ダイバーシティ徳島」が実現しています。
- 性別に関わらず、様々な分野での活躍やキャリアアップが可能となり、また、育児や介護に携わることが当たり前になるなど、男女が互いに尊重し合いながら社会の中で充実した人生を送っています。
- 誰もがライフステージや年齢に関わらず、人生をより充実させるための学び直し「リカレント教育*2」を受けることができ、柔軟な職場復帰や転職などができる労働環境が整っています。
- I C Tの飛躍的な進展により、テレワークをはじめとする多様な働き方が一層進化し、ワーク・ライフ・バランスが図られ、長時間労働や過労死が根絶され、働く時間や場所に縛られず、いつでも、どこでも働くことのできる環境が整い、一人ひとりが“働き方を選ぶ”社会が実現しています。

3 策定の視点

(1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう>*3、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援も受け、家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようになります。また、家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

(5) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようになります。

(6) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

(7) 地域社会における男女共同参画

防災・減災、環境、地域おこし・まちづくりなどの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

(8) “ダイバーシティ徳島”の実現

真の男女共同参画を実現するため、女性と男性だけでなく、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらない多種多様な人々が力を発揮し、共存できる“ダイバーシティ徳島”を実現します。

(9) 持続可能な開発目標（S D G s）*4の達成に向けた施策展開

S D G s が目指している「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「世界の中の徳島」として、国際社会と足並みを揃え、男女平等に向けた取組を進めます。

- *1 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。
- *2 社会に出てからも学校などで学び、生涯にわたって学習を続ける教育の形。
- *3 「夫は仕事、妻は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるという意味であり、これは、専業主婦を否定する考えではなく、多様な価値観や生き方を互いに認め合い、自らの選択による生き方を尊重することを考えしていくものである。
- *4 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された世界共通の行動目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とし、貧困の解消や環境保全、男女平等の実現など17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットを定めている。

◆計画の体系

基本方針【3】	主要課題【12】		推進方策【35】
I あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	推進計画※	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進 (2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育 (3) 女性の起業・創業への支援 (4) 女性の参画が少ない分野での活躍促進 (5) 女性の活躍状況の「見える化」の推進 (6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
		2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進 (2) 男性の家事・育児・介護等への参画・実践の促進 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実 (4) ゆとりある子育て環境の創出による女性活躍の支援
		3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出 (2) 働き方改革の推進
		4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
		5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 (3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援 (4) ストーカー行為等への対策の推進・強化 (5) 加害者の再犯防止に関する取組
		6 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
	II 安全・安心に暮らせる環境づくり	7 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援
		8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備 (2) 多様な人権尊重
		9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 (2) 男性にとっての男女共同参画の推進 (3) 総合相談体制の充実・強化
		10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実 (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進
III 互いに支え合う家庭・地域づくり	11 地域社会における男女共同参画の推進		(1) 環境保全への寄与 (2) 地方創生の推進と男女共同参画 (3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
		12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策 (2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画交流センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1, 2, 3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野において活躍できる社会づくりをめざします。

主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

少子高齢化が急速に進行し、本格的な人口減少社会を迎える中、豊かで活力のある社会を築いていくためには、女性の活躍が大いに期待されているところです。

女性活躍の推進が企業や地域に多様性や付加価値を生み出す原動力となるという認識の下、生産性を向上させ、バランスのとれた「持続可能な社会」を実現するためには、多様な属性の違いを活かし、個々の人才の能力を最大限に引き出すことが重要です。

また、女性の職業生活における活躍を推進するためには、その個性と能力が十分に發揮できる社会の実現が不可欠でありながら、社会経済生活の様々な領域において、いまだ「男性の方が優遇されている」と感じている男女が多く、本県でも子育て期に女性の年齢階級別労働力が低下するM字カーブが依然として存在するなど、働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状があります。

既に働いている女性はもとより、これから働くとしている女性も含め、一人一人のライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現するためには、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備、キャリアアップや復職、再就職に必要な支援及びリカレント教育の推進など、関係機関が連携した女性のエンパワーメントに努めていく必要があります。

加えて、女性の視点や発想を活かした起業や経営への参画、女性の参画が少ない分野での活躍など、男女が均等な機会の下で活躍できる環境整備を図るとともに、女性の活躍状況の「見える化」を深化させることにより、個々の取組のさらなる強化の促進を図ります。

さらに、女性のみならず、外国人や高齢者、障がい者などの多様な人材の活躍促進、職場におけるハラスメントの防止などを通じ、あらゆる人々が働きやすい社会の実現をめざします。

推進方策

(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、女性の管理職登用に係る情報提供や男女雇用機会均等法等の周知による気運醸成により、働き又は働くとするすべての女性がその力を存分に發揮できるよう、企業等に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の

職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育

出産や育児、介護等により離職せざるを得なかつた女性の再就職や、これから働くとしている女性、また、管理職等をめざす女性のキャリアアップを図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育を実施し、女性の活躍を支援します。

(3) 女性の起業・創業への支援

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、創業コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

(4) 女性の参画が少ない分野での活躍促進

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での6次産業化^{*5}に向けた研修会や各種交流会を開催し、女性の感性を生かした新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、女性に対する建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での女性指導者等への支援により、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、女性ならではの視点による地域の課題解決を図ります。

(5) 女性の活躍状況の「見える化」の推進

「仕事と家庭の両立」や「女性の活躍」を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」^{*6}の策定等を支援します。また、次世代育成や男女共同参画に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的認知度を高めるとともに、女性活躍推進のためのロールモデル等をポータルサイトで発信することにより、子育て支援や女性の活躍状況の「見える化」を図ります。

(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制の充実を図ります。

*5 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと（1次（生産）×2次（加工）×3次（販売）=6次産業化）。

*6 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」があり、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務となっている。女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、301人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。

主要課題2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 【推進計画】

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

女性活躍の未来を拓くためには、女性が安心して働き続けることができる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

人口減少社会において、家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、核家族化や地域コミュニティの希薄化による子育てや介護の負担感が増す一方で、依然として家庭での役割が、就業の有無に関わらず、女性に偏っている現状があります。このため、男性の暮らし方や意識の変革を図るとともに、男性が家事や育児、介護等を行う意義を理解し、それらに主体的に参画できる環境の整備に取り組むことが極めて重要となります。

専業主婦家庭の男性も含めた長時間労働の是正や家事や育児、介護等のための休暇等の取得促進など、働き方を意識し、ワーク・ライフ・バランスを確立することは、一人一人の充実感の向上をはじめ、仕事では得られない家庭や地域との関わりによる多様な価値観の醸成等、キャリア形成にも寄与するものとなります。

さらに、性別や就労の有無に関わらず、安心して家事や育児、介護等ができる社会の実現に向け、それぞれの事情に応じたきめ細やかなサービス、支援機関ネットワークの活用等、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた家事や育児、介護等の支援策の充実を図っていく必要があります。

このため、あらゆる立場から働き方を見つめ直し、家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる環境づくりを、着実に進めていくことが求められます。

推進方策

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、長時間労働を前提としない働き方を構築するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画・実践の促進

男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育て支援等に積極的な企業や、子育てを楽しむ男性の認証・表彰等により、男女が共に家事や育児、介護等に参画・実践できる社会の実現を推進します。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実

性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、育児や介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」の問題についても、その負担を軽減できるよう、関係機関と

連携しながら、取組を進めます。

(4) ゆとりある子育て環境の創出による女性活躍の支援

男女が共に楽しく充実した家庭生活を送ることで、労働や就業への意欲や活力に繋げるため、子育てが楽しいと感じられるゆとりある子育て環境を創出するとともに、社会全体で子育てや女性活躍を支援する体制の充実を図ります。

主要課題3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く側のニーズの多様化が進む中、女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、男性も含めた長時間労働を是正するとともに、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要です。

それぞれの企業等において、長時間労働を是正し、年次有給休暇を取得しやすくなることなどによって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現をめざす取組を進めることができます。特に、自宅やサテライトオフィス等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制の拡充等による、育児や介護といった家庭生活上のニーズにあわせた多様な働き方により、離職の防止や新たな人材の確保が期待できます。

ゆとりと豊かな活力あふれる社会の実現を図るために、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択でき、こうした多様な働き方のニーズに対応する企業等を支援することが求められます。

推進方策

(1) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、女性の活躍の場を広げます。

(2) 働き方改革の推進

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しをはじめ、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組を進めるなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を「選択できる」社会の実現をめざします。

主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

あらゆる分野で女性が活躍できる社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければなりません。こうした社会システムを構築するためには、これまで男性中心であった政策や方針を決定する場へ女性が積極的に参画することが必要です。

男女共同参画推進条例においては、男女が社会における対等な構成員として、施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることなどを旨とした基本理念を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*7 を含む施策を総合的に策定し、実施することが規定されています。

国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という政策目標を掲げ、女性の参画を促進する取組が進められており、平成30年5月23日には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されたところです。

徳島県では、県審議会等における女性委員の割合が56.2%で、平成20年度以降、平成28年度を除き全国第1位（全国平均36.7%：H30.6.1現在）、管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合が20.1%で全国第1位（全国平均16.4%：平成27年国勢調査）と全国トップクラスにあります。今後とも、政治・行政分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実を図っていくとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進していきます。

推進方策

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図るため、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、市町村や企業、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図ります。

また、異なる業種、分野の方々及び世代を超えた方々の交流の場や、活動成果の発表の場の創出などにより、主体的な社会参画を促します。

(2) 男女共同参画を推進するグローカル人材の養成

女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、女性のエンパワーメント*8 を促進し、幅広い分野において女性リーダーとして活躍できる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

- *7 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
- *8 エンパワーメントとは「力をつけること」という意味。女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定をし、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方である。

基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」の実現をめざしている本県にとって、女性に対する暴力の根絶は、非常に重要な課題です。国による調査（「男女間における暴力に関する調査（平成29年度）」）においても、無理やりに性交等された被害経験のある女性は13人に1人、配偶者からの暴力の被害経験のある女性は3人に1人と、性犯罪・性暴力や配偶者からの暴力等の被害は引き続き深刻な状況にあり、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を更に強化していく必要があります。

男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント、売買春、人身取引、ストーカー行為など様々な形態がありますが、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害が若年層へと拡大するなど、女性に対する暴力はますます多様化しており、こうした新たな形の暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、暴力の加害者にも被害者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

推進方策

(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり

女性活躍以前に解決すべき最も重要な課題である女性に対するあらゆる暴力の根絶に向か、広く啓発を行うとともに、暴力の被害に遭った女性に適切な支援を提供するため、関係機関との連携体制の充実を図ります。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間支援団体の育成にも取り組みます。

(3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援

性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、インターネットやS

N S 等を活用した相談支援内容の広報啓発の実施や、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成研修の実施などにより、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組みます。

(4) ストーカー行為等への対策の推進・強化

ストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害者への適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

(5) 加害者の再犯防止に関する取組

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組みます。

主要課題6 生涯にわたる健康づくりへの支援

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

女性が健康で生涯を通じて活躍するためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、それぞれの健康に関する課題を理解し、思いやりを持って接することが非常に重要です。

女性と男性にはそれぞれ特有の病気や健康上の問題点等があることに加え、近年、女性の就業者の増加や晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康を取り巻く環境は変化しています。思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要です。

これらの状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境及び相談体制の整備、並びに学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立を推進するとともに、企業に対しても従業員の性差に応じた健康対策を講じるよう啓発を図っていく必要があります。

また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

推進方策

(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、母性の尊重と保護、子どもとの愛着形成の充実、乳幼児の健康保持に取り組みます。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。

主要課題7 生活上の困難を抱える女性等への支援

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

経済的に厳しい状態に置かれている「ひとり親家庭」の母親をはじめ、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、これらの人々に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間の連鎖を断ち切るため、妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化等、総合的・包括的な支援を実施していく必要があります。

推進方策

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。

(2) 若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援

若年の女性が妊娠した場合などは、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、適切な支援を行います。

主要課題8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないよう地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進めます。

推進方策

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県内在住外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現をめざします。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々が安心して暮らせるよう取り組みます。

(2) 多様な人権尊重

性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の人権や、国際化や高度情報化、少子高齢化の進展等、社会の急激な変化の中で生じる新たな人権課題に対しても、理解と認識を深め、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」をめざします。

基本方針Ⅲ 互いに支え合う家庭・地域づくり

主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進

＜現状と課題及びその解決に向けての方向性＞

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会を形成するためには、社会によって作られた性別に基づく固定的な役割分担意識の解消が必要です。このような意識は、一人一人の生活には未だに根強く残っていることから、男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるため、地域や職域に出向いての周知など積極的な広報・啓発活動を展開する必要があります。

また、男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深め、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めるための啓発を推進します。

さらに、メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を広め、固定的な性別役割分担にとらわれることのないようメディア側の積極的な取組を働きかけるとともに、メディアを取り巻く様々な情報を収集、判断し、適切に発信されるようメディア・リテラシー向上に向けた取組を進めます。

推進方策

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報誌やインターネットなど多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画及び男女平等の意識啓発を効果的に推進していくため、その参考指標としての県民の皆様への意識調査の実施と詳細な分析に努めるとともに、これまで、男性中心職場とされてきた分野における女性就業者の増加や、女性中心職場と思われている分野へ男性が参入している成功事例を、地域や職域を通じ紹介することで、男女共同参画の推進に向けた効果的な普及啓発を行います。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性の意識の変革は女性の社会での活躍を促進するために非常に重要であるとともに、男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図ります。また、男性の家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。

(3) 総合相談体制の充実・強化

あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。また、女性に限らず男性からの相談にも応じ、男女ともに相談しやすい体制を構築します。

主要課題 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、性別による差別などを受けることなく、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。

女性も男性も、各人が互いの違いを認め合い「だれもが大切、だれもが主人公」と考え、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。

誰もが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、子ども一人一人が男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

推進方策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画交流センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぱーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤とした男女平等意識の育成を図るために教育の充実をめざします。また、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む環境づくりを推進します。

主要課題 1.1 地域社会における男女共同参画の推進

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

私たちは、地域社会の一員として、共に支え合うことの大切さを再認識するとともに、自らの行動が、現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、持続可能なよりよい社会をづくりに貢献していく必要があります。

また、人々にとってふれあいとつながりの基盤であり、最も身近な暮らしの場となる家庭生活や地域社会を取り巻く環境に、少子化・高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、改めて生命や家族・地域との絆を大切にする意識が高まっています。

このような中、家族の絆、地域の絆を大切にする意識を高めるとともに、NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくために、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、共に支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」を推進します。

推進方策

(1) 環境保全への寄与

男女が共に、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

(2) 地方創生の推進と男女共同参画

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む環境づくりを進めます。

主要課題 12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進

<現状と課題及びその解決に向けての方向性>

近年、これまで経験したことのないような集中豪雨や頻発する台風などの異常気象により、全国各地で洪水や土砂災害などの自然災害が多発しています。さらに、徳島県においては、発災すれば大きな揺れや津波による壊滅的被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生が切迫しているなど、県民の不安感は増大しています。

これまでの大規模災害時においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されていないなどの課題が生じたことに加え、窃盗や女性・子どもに対する性犯罪等が多発するなど、治安の維持が課題となっています。

このように、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

特に、防災・減災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階における男女それぞれをめぐる諸問題を解決するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・減災体制を確立する必要があります。

推進方策

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策

男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。